

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	中日本建設株式会社	代表者氏名	東 照美
主たる営業所の所在地	名古屋市名東区本郷二丁目47番地		
	愛知県知事許可（特-27）第12657号	許可を受けている建設業の種類	建

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年7月11日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 停止を命ずる期間 平成30年7月25日から平成30年7月27日までの3日間			
処分の原因となった事実			
中日本建設株式会社並びに同社役員及び従業員は、平成30年1月23日に名古屋簡易裁判所において、労働基準法違反により法人、役員及び従業員にそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、平成30年2月9日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			